

男女共同参画機構 有期雇用職員募集（情報課 アーカイブ業務担当）

令和8年3月4日

独立行政法人国立女性教育会館は令和8年4月1日付けで、独立行政法人男女共同参画機構へ改組します。

1. 採用職名 情報課 専門職員（アーカイブ業務担当）

2. 採用予定数 1名

3. 業務内容

- (1) 歴史的資料の収集・整理業務、目録作成・データベースの整備、資料の選別、展示等に関わる業務
- (2) その他、男女共同参画機構に関わる業務、情報課に関わる業務

4. 応募資格・要件

大学を卒業又大学院を修了し、歴史的資料の管理・活用に関する専門的知識（アーカイブズ学・博物館学など）を持つ者で、次のいずれかに該当すること

- (1) 認証アーキビスト
- (2) 准認証アーキビスト又は准認証アーキビストの認定要件を満たす者であって、資料館や公文書館等の資料保存利用機関において、資料の整理・保存・公開等に関し2年以上の実務経験を有する者
- (3) 仕事に熱意があり、協調性に富んでいること
- (4) 心身ともに健康であること

5. 給与等待遇

- (1) 賃金は学歴・実務経験年数を考慮の上決定。
例) 大学卒業後、通算で20年のアーカイブ業務の経験がある場合
：フルタイム 基本給33～36万円程度（地域手当含む）
- (2) 賞与（年2回）支給あり。（令和7年度実績：各2.2か月分程度）
- (3) 通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当等の諸手当は正規職員に準じて支給
- (4) マイカーによる通勤可（職場内駐車場、燃料手当あり）

6. 雇用期間

令和8年4月1日（予定）から2年間

※採用日は応相談

※試用期間は採用から3か月間

※定年が令和8年度までは62歳、令和9年度からは63歳のため、上記に関わらず定年を超える雇用はありません

7. 勤務条件等

(1) 勤務地

独立行政法人男女共同参画機構

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728

(2) 勤務時間

【フルタイムの場合】

以下の勤務パターンより決定（ご本人の希望及び上司との相談の上で決定）

- ① 7時30分～16時00分
- ② 8時00分～16時30分
- ③ 8時30分～17時00分
- ④ 9時00分～17時30分
- ⑤ 9時30分～18時00分
- ⑥ 10時00分～18時30分
- ⑦ 10時30分～19時00分

昼休憩45分、実働7時間45分（業務の都合により勤務時間前後に超過勤務の可能性あり）

【短時間勤の場合】

1日につき7時間45分以内、1週間につき30時間以内の範囲内で個別に決定。

(3) 勤務日及び休日

勤務日：原則月曜～金曜の週5日勤務

休日：土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 休暇

年次有給休暇あり（1年目は採用月に応じた日数を採用時に付与。その後毎年1月1日に20日付与）

(5) 規則等

- ① 「独立行政法人男女共同参画機構有期雇用職員就業規則」他
- ② 採用された職員には、「独立行政法人男女共同参画機構法」により、職務上知り得た秘密の「秘密保持義務」が課せられます。雇用期間終了（退職）後も同様。

8. その他 健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入

9. 応募要領等

(1) 応募要領

- ① 履歴書（写真貼付）、職務経歴書（様式自由）を下記まで郵送してください。
※履歴書の様式は当法人のホームページからダウンロードして使用してください。
※応募職種名欄には「アーカイブ業務担当職員」と記載してください。
- ② 写真は直近3か月以内のものを貼付してください。
- ③ 最後の署名欄は自書してください。
- ④ メールアドレスを必ず記載してください。
- ⑤ 応募された書類は返却しません。
（提出された個人情報は、個人情報保護法に基づき、当該職員採用選考のみの使用に限定します）
- ⑥ 応募書類の送付にあたっては、封筒の表面に「アーカイブ業務担当職員応募書類在中」と朱書きしてください。

(2) 選考方法

- ① 第一次審査（書類選考）：選考の上、速やかに結果を連絡します。
- ② 第二次審査（面接）：第一次審査合格者に対して日程調整の上で随時実施します。詳細は第一次選考結果と併せて連絡します。
- ③ 審査の結果、採用となった際は、採用手続書類として、3か月以内の健康診断書、履歴書に記載された学歴等の卒業を証明する書類（卒業証明書等）、職歴を証明する書類（在職証明書等）などが必要となります。

1 0. 応募書類の提出先及び問い合わせ先
独立行政法人国立女性教育会館総務課
〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728
電話 0493-62-6719
メール jinji@ml.nwec.go.jp

1 1. 次の方は選考対象としません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

1 2. その他

「独立行政法人国立女性教育会館」は、令和 8 年 4 月 1 日より「独立行政法人男女共同参画機構」に改組します。このことによる勤務地、勤務時間を含む契約内容に変更はございません。